

八王子市立甲ノ原中学校「学校いじめ防止基本方針」

八王子市「いじめ防止基本方針」

八王子市では、「いじめ防止対策推進法」並びに「東京都いじめ防止対策推進条例」に基づき、「八王子市いじめ防止基本方針」を定め、これまで以上に学校、教育委員会、さらには家庭や地域を含めた社会全体が一丸となって、いじめ問題への取組を推進している。

1 いじめ防止に向けた基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。そのため、全ての生徒を対象とした、いじめ未然防止の観点が必要であり、学校教育活動全体を通じて、「いじめは決して許されない。」という指導を徹底するとともに、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度を養うことが重要である。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、その生徒と一定の人間関係をもつ他の生徒が行う心理的、または、物理的な影響を与える行為（インターネット等の情報手段を通じて行われるものを含む。）であり、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

(3) いじめの禁止

生徒はいじめを行ってはならない。

(4) 学校及び職員の責務

学校は、「いじめがどの学校、どの学年・学級にも起こりうる」という認識に立ち、すべての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者等の関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むこととする。なお、いじめの訴えやいじめが疑われる事象があった場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止の徹底に努め、指導・観察等を継続的に実施する。

2 いじめ防止に関する対策

(1) いじめ未然防止に対する対策

- ① 学校教育目標「思いやりの心」の具現化を図り、いじめを見過ごさないことについて

て全教育活動を通して継続的に指導をする。

- ② 基本方針の内容説明を始業式、全校朝礼、保護者会等で行う。
- ③ 道徳授業での啓発（「思いやりの心」「生命尊重」等をテーマに学期1回のペースで実施）をする。
- ④ SNS 東京ルール、甲ノ原中学校 SNS 利用上のルールを周知する。
SNS などを利用した、いじめ防止を図るセーフティ教室を実施する。
- ⑤ 教員研修を充実させ、いじめ対策委員会を設置する。

(2) いじめ早期発見に対する取組

- ① いじめは常に起こりうるとの意識を高く持ち、生徒観察に努める。
- ② 新1年生を対象とするスクールカウンセラーによる全員面接（1学期）
- ③ 年3回いじめアンケートの実施。集計し、必要に応じて、迅速な対応を行う。
- ④ 2週間に1回、生活アンケートの実施。金曜6時間目のいじめ対策学年会での情報共有。
- ⑤ 学級担任等による生徒や保護者との面談による情報の収集。

(3) いじめ早期対応に対する対策

- ① いじめ対策委員会を速やかに設置する。
- ② いじめ問題が生じた時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対策を行う。
- ③ いじめられている生徒や保護者の立場に立つ。
- ④ 学級担任等が抱え込むことがないように、学校全体で組織的に対応する。
- ⑤ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止を行う。
- ⑥ 犯罪行為として扱われるべきいじめについては教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

(4) 校内組織について

- ① 生活指導部の下、いじめ対策委員会を置く。
組織の構成は、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、進路指導主任、不登校対策主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。
- ② 定期的に生徒の情報を共有し、組織的に対応する。年間の活動方針と計画に基づいた定期的な会議の設定を図る。